

家庭における交通安全

「四つの約束」を合言葉に、お子さんに交通ルールやマナーを守る態度を身に付けさせましょう。

1
とまる



横断歩道を渡る前に、必ず止まりましょう。

2
みる



飛び出しは大変危険です。右・左の安全をよく見て確かめましょう。

3
まっ



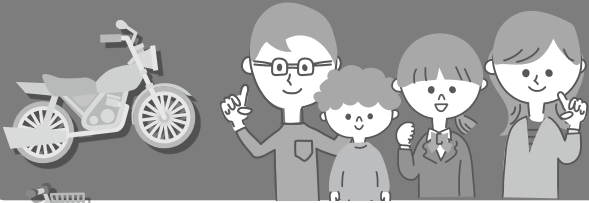
右・左の信号が赤になっても前の信号が青になるまで待ちましょう。

4
たしかめる



渡る時は、もう一度、車やバイクが来ないか確かめましょう。

二輪車での無謀運転、危険・迷惑行為をしないよう呼び掛けるとともに、交通事故の責任や命の大切さについて話し合ひましょう。



加齢に伴う身体機能や認知機能の変化などを踏まえて、衝突被害軽減ブレーキおよびペダル踏み間違い時加速抑制装置が搭載された安全運転サポート車の利用や運転免許証の自主返納などについて話し合う機会を設けましょう。



【自転車乗車用ヘルメット着用努力義務化】

道路交通法の一部改正（令和5年4月1日施行）により、す

万が一に備えましょう

- 全席シートベルトを着用し、幼児、児童には体格に合ったチャイルドシートなどを正しく使用しましょう。
- 妨害運転（あおり運転）は危険です。運転に際してはゆとりと周囲への思いやりの気持ちを持たねないよう心掛けましょう。
- スマートフォン、携帯電話は、安全な場所に駐車してから使用しましょう。
- 飲酒運転は悪質な犯罪です。絶対にやめましょう。

【自転車保険】

県内で自転車を運転する場合には、自転車損害保険などへの加入が義務付けられています。自転車事故による高額賠償事例が全国各地で散見されており、子どもであっても賠償責任を問われます。

大切な命を守るため、自転車に乗るときは乗車用ヘルメットを積極的にかぶりましょう。

万が一に備えて、保険に加入しましょう。すでに加入済みの方も忘れずに更新しましょう。

